

役員等報酬規程

(目) 第1条

この規程は、社会福祉法人有隣社福祉会(以下「法人」という。)定款第8条に定める評議員の報酬、並びに同第21条に定める役員の報酬、並びに評議員選任・解任委員の報酬、及び評議員、役員、評議員選任・解任委員(以下「役員等」という。)の費用弁償に関する事項を定めるものとする。なお、法人の役員等はすべて非常勤であることから、報酬等の区分は設けないものとする。

(評議員の報酬)

第2条

評議員の報酬は以下のとおりとする。

- ① 定例評議員会に出席した評議員に、それぞれ5,000円を支給する。
- ② 法人定款第8条に基づき、当該会計年度における①との総額が100,000円を超えない範囲において、臨時評議員会に出席した評議員に、それぞれ4,000円を支給する。
- ③ ①②については、評議員全員に書面にて同意を示したことにより決議が省略された場合は評議員全員が出席したものとみなし、それぞれ支給する。
- ④ 出席した評議員または書面にて同意を示した評議員にそれぞれ4,000円を支給すると、当該会計年度における①との総額が100,000円を超えてしまいう臨時評議員会については、すべての評議員に対して報酬を支給しない。

(理事の報酬)

第3条

理事の報酬は以下のとおりとする。

- ① 理事会に出席した理事に、それぞれ10,000円を支給する。
- ② 法人または施設の指導検査に立ち会った理事に、1回10,000円の報酬を支給する。
- ③ 理事長が指定する研修会などへの出席に対しては、1回につき10,000円を支給する。
- ④ 理事会で決議の省略が行われた際の報酬は、支給しない。
- ⑤ 理事の報酬は、当該会計年度における総額が250,000円を超えない範囲とする。
- ⑥ 職員が理事になった場合支給しない。

(監事の報酬)

第4条

監事の報酬は以下のとおりとする。

- ① 理事会に出席した監事に、それぞれ10,000円を支給する。
- ② 法人定款第18条に定める職務に対し、年額50,000円を支給する。
- ③ 法人または施設の指導検査に立ち会った監事に、1回10,000円の報酬を支給する。
- ④ 監事の報酬は、当該会計年度における総額が250,000円を超えない範囲とする。

(評議員選任・解任委員の報酬)

第5条

評議員選任・解任委員の報酬は以下のとおりとする。

- ① 評議員選任・解任委員のうち、外部委員については、法人定款第6条5に定める職務に対して、1回につきそれぞれ5,000円を支給する。

(支給日)

第6条

各報酬は、以下の日時に支給する。

- ① 本規程第2条及び第5条に規定する報酬については、評議員会または評議員選任・解任委員会の出席時。
- ② 本規程第3条①及び第4条①に規定する報酬については、出席した理事会の

出席時。

- ③本規程第3条②及び第4条②に規定する報酬については、監査報告の作成完了時
- ④本規程第3条③及び第4条③に規定する報酬については、指導検査の終了時。
- ⑤本規程第3条④に規定する報酬については、内容などについて報告した理事会の出席時。

(支給方法)

第7条 各報酬は、現金による直接支給とする。ただし各報酬は源泉徴収控除後の金額を支給する。

- 2 報酬を受けた役員等は、法人に対して記名押印した受領証を発行する。ただし、複数の役員等が同じ報酬を同時に受ける場合は、受領証の記名押印はそれぞれ代表者が行うものとする。

(費用弁償)

第8条 理事会がその必要性を認め、当該役員等が法人のために行った業務によって出損を伴った場合、当該役員等の請求に従って弁償する。

- 2 役員等の職務のための交通に要する費用は、公共の交通機関を利用する場合には限り、最短距離及び最低費用を原則として、当該役員等の請求に従って弁償する。

(改正)

第9条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

(附則)

この規程は、令和3年4月1日より適用する。